

# 令和元年度 ワークライフバランス推進強化月間(7月・8月)における取組 (国土交通省)

## 1 職員へのメッセージの発信

- (1) 大臣、事務次官等からの職員向けメッセージの発信
- (2) 局長等のワークスタイル改革宣言
- (3) 庁内放送・イントラネットによる周知 (ワークライフバランス推進強化月間、超勤縮減・休暇促進等)

## 2 業務の見直し・効率化等

- (1) 業務の内容・仕方の見直し (地方機関等への業務依頼の仕方の見直し、庶務業務効率化策の検討、会議の効率化等)
- (2) I C Tを活用した業務の仕方の効率化 (グループウェアのスケジューラー利用の徹底、ペーパーレス会議の積極的な実施、WEB会議の推進、R P A (ロボティック・プロセス・オートメーション) 等の新技術の試行・検討)
- (3) オフィス改革 (クリア・ザ・デスクの徹底 (一斉掃除デーの設定等)、フリーアドレスの試行)

## 3 超過勤務の縮減、休暇の一層の取得促進

- (1) 業務発注、会議開催時間の制限 (通常始業時刻～16時)
- (2) 原則20時以前の消灯の励行
- (3) お疲れ様休暇、アニバーサリー休暇、月曜午前・金曜午後休暇などによる休暇取得の促進

## 4 柔軟な働き方の推進

- (1) 「ゆう活」の実施
  - ・ 7月～8月の期間中に原則10日以上の実施日を職員個人単位で設定し、実施
  - ・ 特に全省庁一斉定時退庁日 (毎週水曜日) における実施を推奨
  - ・ 合同庁舎内の保育所の開園時間の前倒し、売店・食堂等のテナントの協賛
- (3) フレックスタイム制度、両立支援制度の周知
- (4) テレワーク普及促進キャンペーン期間及びテレワーク・デイズ2019における積極的な実施